

芸備線再構築協議会規約

（目的）

第 1 条 芸備線再構築協議会（以下「協議会」という。）は、次条に規定する特定区間に係る再構築方針（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 29 条の 3 第 1 項に規定する再構築方針をいう。以下同じ。）の作成に関する協議を行うことを目的として設置する。

（対象区間）

第 2 条 協議会は、西日本旅客鉄道芸備線備中神代駅から備後庄原駅までの区間を特定区間（地域交通法第 29 条の 3 第 3 項に規定する特定区間をいう。以下同じ。）とし、特定区間に備後庄原駅から広島駅までを加えた区間を対象として議論する。

（事務所）

第 3 条 協議会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号広島合同庁舎 4 号館中国運輸局内に置く。

（協議事項）

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。

- 一 特定区間に係る再構築方針の作成に関すること。
- 二 交通手段再構築実証事業計画（地域交通法第 29 条の 4 第 1 項に規定する交通手段再構築実証事業計画をいう。以下同じ。）の作成及び実施に関すること。
- 三 その他目的の達成のため必要と認められる事項

（組織）

第 5 条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会は、地域交通法第 29 条の 3 第 5 項各号に掲げる者として構成員とすることが妥当である者がある場合その他構成員について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

（議長）

第 6 条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、中国運輸局長をもって充てる。
- 3 議長は、議事運営その他の会務を総括する。

- 4 議長に事故があるときは、中国運輸局次長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、構成員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 構成員は、代理の者を協議会に出席させることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、協議会への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会の公開又は非公開は、構成員と協議の上、議長が決定する。

(協議結果の尊重)

第8条 構成員は、協議会によって協議が調った事項について、協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図り、及び第4条各号に掲げる協議事項に関して機動的な検討を行うため、幹事会を設置し、議長の命を受けた事項について協議する。

- 2 幹事会の組織その他必要な事項は、協議会で協議の上、別に定める。

(部会)

第10条 協議会は、協議会に提案する第4条各号に掲げる協議事項に関して地域の実情に応じた機動的な検討を行うため、対象となる区間を定めた部会を設置し、議長の命を受けた事項について協議させることができる。

- 2 前項の区間は、特定区間の全部又は一部を含むものでなければならない。
- 3 部会に係る会計は、協議会及び幹事会の会計と区分して経理しなければならない。
- 4 部会の組織その他必要な事項は、協議会又は幹事会で協議の上、別に定める。

(議事及び協議資料)

第11条 協議会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

- 2 協議資料は、原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 協議資料は、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

(事務局)

- 第 1 2 条** 協議会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、議長が定めた者をもって充てる。

(会計及び会計年度)

- 第 1 3 条** 調査委託費、会場費等及び協議会に必要な経費は、国の事務経費等により負担するほか、協議により関係者において応分の負担を決めるものとする。
- 2 協議会の会計はこの規約の施行日に始まり、当該日から起算して、次の3月31日に終わり、以降、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

- 第 1 4 条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第 1 5 条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、議長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第 1 6 条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、議長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第5条関係）

芸備線再構築協議会構成員名簿

(令和8年7月16日現在)

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	局長	金子 修久	国
岡山県	副知事	尾崎 祐子	特定区間を 区域に含む 地方公共団体
広島県	副知事	山根 健嗣	
新見市	副市長	根石 憲司	
庄原市	副市長	木村 洋	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社長	林 秀樹	鉄道事業者
	広島支社長	飯田 稔督	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	関係する 公共交通事業者等
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	伊藤 雄造	
岡山県	土木部長	尾松 智	関係する 道路管理者
広島県	土木建築局長	藤田 士郎	
新見市	建設部長	田邊 庄吾	
庄原市	建設部長	久保 隆治	
岡山県警察本部	交通部長	佐伯 政昭	関係する 公安委員会
広島県警察本部	交通部長	坂本 和彦	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田 佑亮	中国運輸局長が 必要と認める者
国土交通省中国地方整備局	局長	山本 大志	
三次市	副市長	山崎 輝雄	
安芸高田市	副市長	杉安 明彦	
広島市	副市長	戸田 祐二	